

本部だより vol.1

2021年7月8日
鶴川第三小PTA本部
会長 田中 貴子

PTAでは、東京海上日動火災保険(株)にて2種類の保険に加入します。内容について以下に詳しくご案内いたしますのでご確認ください。ご不明な点は学校を通じてPTA本部までお問合せください。

【1. PTA団体傷害保険】

①補償対象となる事故

「PTA行事」に参加中、またはその行事に参加するための自宅と行事会場との通常の往復途上において、PTA会員が被った傷害を補償します。

なお、「PTA行事」とは、日本国内においてPTAが企画もしくは立案し、主催・共催する行事でPTA総会等会則に基づく手続きを経て決定されたものをいいます。(例:市民運動会 等)

②保険期間 令和3年7月31日午後4時から1年間

③補償の内容と保険料

傷害保険 (総払込保険料 31,899円)

給付の種類・保険料	給付の内容	補償内容
死亡保険金	傷害により180日以内に死亡	175万円
後遺障害保険金 11,319円	傷害により180日以内に後遺症が生じた時、傷害の程度により	175万円
入院保険 16,807円	傷害により入院した時、入院1日につき(事故発生時から180日以内の入院に対して1日につき)	2,500円 (180日限度)
通院保険 3,773円	事故発生から180日以内の通院に対して1日につき	1,500円 (90日限度)

入院保険金は180日、通院保険は90日、入院通院合算して180日を限度とします。

<事例> 市民運動会大会中、転倒して骨折し入院・通院した。

PTA総会へ参加する途中、転んで捻挫して通院した。

- ※対象外
- 1) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定めるところにより給付対象となる傷害
 - 2) 故意・犯罪行為・自殺行為・闘争行為による傷害
 - 3) PTA管理下外の事故による傷害
 - 4) 無免許運転・酒気帯び運転による傷害
 - 5) 疫病または、心神喪失による障害
 - 6) むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
 - 7) 地震・噴火・津波による傷害 等

【2. P T A 賠償責任保険】

① 補償の概要

P T A 活動中に生じた対人・対物事故や保管物の事故に起因して P T A が負う法律上の損害賠償責任を担保します。(争訟費用を含みます。)

② 保険期間 令和3年7月31日午後4時から1年間

③ 補償の内容と保険料

賠償責任保険 (総払込保険料 5,320円)

被保険者	給付の種類	給付内容	保障額
P T A	対人賠償(身体) (他人にケガをさせた時)	被害者1名の限度額	5,000万円
		1回の事故の限度額	5億円
		免責額	1,000円
	対物賠償(財物) (他人のものを壊した時)	1回の事故の限度額	100万円
		免責額	1,000円
	保管物	加害者1名の限度額	10万円
		保険期間中の限度額	500万円
		免責額	5,000円

<事例> サマースクール中の物品破損 等

※対象外

- 1) 保険契約者・被保険者の故意
- 2) 自動車・車両(人力によるものを除く)の所有・使用・管理に起因する賠償責任
- 3) 被保険者(P T A)が所有、使用または管理する施設の改築・修理・取り壊しその他の工事に起因する賠償責任
- 4) 被保険者(P T A)の占有を離れた物または飲食物に起因する賠償責任
- 5) 被保険者(P T A)が第三者から借用した保管物のもともとの欠陥・自然損耗・取り壊し、その他の工事に起因する賠償責任性質に起因する破損または貸主に返還した日から30日経過後に発見された保管物の破損による賠償責任
- 6) 地震・噴火・津波に起因する賠償責任 等

◆対象者 P T A 会員 (児童・生徒・父母会員・同居の親族・教師会員)

◆事故が発生した場合、遅滞なく学校を通じて P T A 本部までご連絡ください。

賠償責任の示談交渉は保険会社と相談の上で進められます。手続きには以下のものがが必要です。

- 事故報告
- イ) 事故当日・場所・事故発生状況
 - ロ) 受傷者のご住所・お名前・ご年齢・ご連絡先
 - ハ) 被害者・加害者名・損害の程度
- 二) 事故確認書・事故報告書・示談書等
- ホ) 診断書・修理見積書・写真等
- へ) その他必要書類

